平成２７年（フ）第４１号
栃木県足利市八椚町462番地１　エレメンタルハイツ103
債務者　柏瀬こと　柏瀬　和夫
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第４２号
栃木県足利市福居町394番地　エルディム笠原103、前住所栃木県足利市田中町605番地ニュー晃伸ハイツ205
債務者　本田　基子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２１０号
岡山市北区奥田西町３番８号　新星荘７
債務者　平松　睦子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３号
岡山市南区新保1155番地13オーナメント新保303
債務者　入江　真帆
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４６号
岡山市中区湊380番地メゾン岡村Ｂ203
債務者　霜村　　亮
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
熊本県八代市川田町東2150番地１
債務者　松島　一裕
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時15分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第９７６５号
東京都大田区仲六郷２丁目44番10号リュミエール仲六郷103
破産者　株式会社日昭システム
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２９０号
東京都港区西麻布２―24―11　麻布ウエストビル２階　リーボン債権回収株式会社内、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋小伝馬町10番１号
破産者　株式会社インクネット
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６７号
静岡県浜松市東区下石田町1850番地の５
破産者　株式会社菱山洋紙店
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
三重県伊賀市千歳187番地の１
破産者　有限会社三重住器販売
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第５１５号
大阪市大正区平尾４丁目18番13号アサカマンション202号、開始決定時の住所岡山市北区西之町８番９号
破産者　矢野　久人
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５９０号
埼玉県さいたま市北区大成町４丁目127番地５
破産者　宮崎　信義
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４７号
埼玉県川越市大字中福722番地17
破産者　田辺　秋次
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７号
秋田県大仙市鑓見内字幕林93番地
破産者　渡辺　　智
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第８４号
福島市新浜町２番15号　パーク21　503号
破産者　齋藤　孝之
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
長崎県佐世保市大野町77番地26、破産手続開始決定時の住所長崎県佐世保市野中町98番地33
破産者　吉田　　孝
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係